

教育認定 申請・入所申込について

申込期間	令和 年 月 日 () ~ 月 日 ()
提出書類	<input type="checkbox"/> ① 教育・保育給付認定（現況）申請書兼利用申込書 <input type="checkbox"/> ② 重要事項同意書 <input type="checkbox"/> ③ マイナンバー記入用紙 ※新規入所者のみ <input type="checkbox"/> ④ お子さんの健康状況について <input type="checkbox"/> ⑤ その他必要書類（下記のとおり） ※該当者のみ <input type="checkbox"/> ⑥ 課税に関する証明書（下記のとおり） ※該当者のみ
提出先	各幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）

⑤ その他必要書類 ※該当者のみ

以下に該当する世帯で市民税所得割額が一定額以下の場合、次の書類を提示することで副食費が減免になります。

□ひとり親家庭	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書
	<input type="checkbox"/> ※児童扶養手当を受給していない場合 <input type="checkbox"/> ひとり親家庭医療受給者証
□在宅障がい者（児）のいる家庭	<input type="checkbox"/> 身体障がい者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障がい者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 国民年金 障がい基礎年金 証書

⑥ 課税に関する証明書 ※該当者のみ（継続入所者等、提出済みの方は不要です。）

以下に該当する保護者は所得課税証明書の提出が必要です。

副食費の算定 対象期間	宇和島市への転入日	所得課税証明書	
		対象年度（年分）	取得先
4～8月分	令和5年1月2日以降に転入	令和5年度（令和4年分）	令和5年1月1日時点の住所地
9～3月分	令和6年1月2日以降に転入	令和6年度（令和5年分）	令和6年1月1日時点の住所地

※保護者が父母の場合は父母ともに所得課税証明書をご提出ください。ただし、税額上の配偶者控除の対象者となっている方は提出不要です。（例：父が配偶者控除を申告している場合、母の所得課税証明書は提出不要。）

※副食費の算定は、住宅借入金等特別税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除、配当控除、外国税額控除、寄附金税額控除（ふるさと納税等）を差し引く前の市区町村民税所得割額の課税額となるため、これらの適用がある場合は、詳細がわかるものが必要となります。

副食費の算定

副食費は、市民税額に基づく算定になります。また、毎年9月が切り替え時期になります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度（R5年度）の市民税額に基づく副食費						当年度（R6年度）の市民税額に基づく副食費					

9月以降の副食費変更に必要な書類等については、あらためてお知らせします。